

第 5 3 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）の行った一部公開決定のうち、場外舟券発売場早期設置に関するお願い（以下「本件異議申立ての対象となる行政文書①」という。）について、下記の部分を非公開とした決定は、妥当であるが、その他の部分は公開すべきであり、実施機関がボートピア推進本部から受領した文書（以下「本件異議申立ての対象となる行政文書②」という。）を非公開とした決定は妥当である。

1 町内会（以下「本件町内会」という。）の会長（以下「本件会長」という。）の印影の情報（以下「本件会長印影情報」という。）

2 本件異議申立ての対象となる行政文書①の本文のうち別表に掲げる情報

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成17年 7 月 5 日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、（仮称）ボートピア名古屋建設に関する下記の文書の公開請求を行った。

(1) 実施機関の同意文書（以下「本件公開請求①」という。）

(2) 実施機関の同意について受付から決定に至るまでの経過及び根拠を示す文書（以下「本件公開請求②」という。）

(3) 実施機関がボートピア推進本部から受領した文書（以下「本件公開請求③」という。）

2 同月19日、実施機関は、上記の公開請求に対して、次のとおり一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

	特定した行政文書	非公開とした情報	非公開事由
本件公開 請求①	協定書	—	—
本件公開 請求②	西築地学区における「場外舟券売り場」建設反対を求める陳情書	提出した団体に所属する個人の住所及び氏名（団体代表者を除く。）	条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当（特定の個人を識別することができるもののうち

			通常他人に知られたくないと認められるものであるため。)
	場外舟券発売場（ボートピア）設置に関する請願書	提出した団体の代表者の住所並びに当該団体及び当該団体代表者の印影	条例第7条第1項第2号（公にすることにより、当該団体に明らかに不利益を与えると認められるため。)
	場外舟券発売場早期設置に関する上申書		
	本件異議申立ての対象となる行政文書①	本件町内会の印影の情報（以下「本件団体印影情報」という。）及び本件会長印影情報並びに本文中の本件町内会に明らかに不利益を与えると認められる情報（以下「本件不利益情報」という。）	
本件公開請求③	—	—	行政文書を取得していないため不存在

3 同年8月15日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 平成18年7月5日、実施機関は、非公開理由を次のとおり追加し、同月6日付けで異議申立人に通知した。

本件会長印影情報は、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、条例第7条第1項第1号に該当する。

また、本件不利益情報は、本件会長の個人的な感想等を述べた部分であり、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、条例第7条第1項第1号に該当する。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち、本件団体印影情報、本件会長印影情報及び本件不利益情報を非公開とした部分並びに本件異議申立ての対象となる行政文書②を非公開とした部分の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件異議申立ての対象となる行政文書①について

本件異議申立ての対象となる行政文書①は、本件町内会の住民が場外舟券発売場設置に賛成して初めて提出され得る書類である。しかし、本件会長は本件町内会の住民の意見が反対多数であることを十分知った上で本件異議申立ての対象となる行政文書①を提出した。実施機関は、民主的な町内会の運営ができるように、本件異議申立ての対象となる行政文書①をすべて公開してほしい。本件会長は、本件町内会の住民にとっては公人である。すべて公開することが本件町内会に不利益になるとは思われない。

(2) 本件異議申立ての対象となる行政文書②について

異議申立人は、場外舟券発売場（ボートピア）建設反対連絡会（準備会）で、実施機関に（仮称）ボートピア名古屋建設に同意した根拠を尋ねたところ、出席していた職員が「ボートピア推進本部から、地元の同意が得られた、と聞いた」と答えた。したがって、文書が存在するはずである。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 本件異議申立ての対象となる行政文書①について

本件団体印影情報及び本件会長印影情報は、本件町内会及び本件会長個人が、事業活動や日常生活を行うに当たり、押印されている文書の真正性を示すものとして使用されるものであり、銀行預金等の届出印等として使用している可能性もあり、公開することによって偽造されるなど不測の事態を生じる恐れがある。よって、法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、本件町内会に明らかに不利益を与えると認められるものである。さらに、本件会長印影情報は、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものである。

また、本件不利益情報は、本件会長が自身の個人的な感想を述べた部分であり、本件町内会において、無用な誤解や軋轢を生じさせるおそれがあり、

本件町内会及び本件会長に明らかに不利益を与えると認められる。

2 本件異議申立ての対象となる行政文書②について

実施機関は、ポートピア推進本部から、（仮称）ポートピア名古屋建設について地元の同意が得られたことを聞いたのは事実だが、実施機関の当該事務の担当職員が目視によって確認したのみであり、写しの交付は受けていない。したがって、本件異議申立ての対象となる行政文書②は存在しない。

第5 審査会の判断

1 争点

以下の3点が争点となっている。

- (1) 本件会長印影情報及び本件不利益情報が、条例第7条第1項第1号及び第2号に該当するか否か（以下「争点①」という。）。
- (2) 本件団体印影情報が、第7条第1項第2号に該当するか否か（以下「争点②」という。）。
- (3) 本件異議申立ての対象行政文書②が、存在するか否か（以下「争点③」という。）。

2 条例の趣旨等

条例は、第1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 公開しない理由の追加について

実施機関は、本件異議申立ての審議中に公開しない理由の追加を行ったが、当審査会としては、このような理由の追加が認められるか否かについては、次のとおり判断する。

条例が公開しない理由の付記を規定している理由は、実施機関の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、公開しない理由を処分の相手方に知らせることにより、その不服申立てに便宜を与えるためであると解される。公開しない理由の付記が行政手続の一環として要求されているにもかかわらず、不服申立ての審議の段階になってから理由の追加や差替えを安易に認めることは、公開しない理由の付記の趣旨が没却され、信義に反する結果を招くお

それがある。

しかし、当審査会において、新たに追加された公開しない理由について審議することができないとすると、当審査会より答申を受けた実施機関がその新たな公開しない理由により再び一部公開決定を行う可能性も否定できず、本件異議申立てに対する迅速な決定を妨げる事態が生じかねない。

また、実施機関は追加弁明意見書を当審査会に提出し、当審査会は異議申立人に対して当該追加弁明意見書の写しを送付するとともにそれに対する反論の機会も与えた。

以上のことから、当審査会としては、追加された公開しない理由も含めて本件異議申立ての審議を行ったものである。

4 争点①について

(1) 条例第7条第1項第1号該当性

当審査会は、まず、本件会長印影情報及び本件不利益情報が条例第7条第1項第1号に該当するか否かを判断する。

ア 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

イ 本件会長印影情報について

本件会長印影情報は、公開された本件会長の氏名の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得ることは明らかである。さらに、本件会長が私生活において金融機関の届出印などに使用している可能性があり、これを公開すれば、本件会長にとって不測の事態が生ずるおそれがあることは否定できず、通常他人に知られたくないものと認められる。

ウ 本件不利益情報について

まず、本件不利益情報のうち、別表に掲げる情報については本件会長個人が自身の主観に基づいて記載した情報であることが認められ、本件会長個人の意識に関する情報であり、条例第7条第1項第1号にいう個人に関する情報であるといえる。そして、この情報は公開された本件会長の氏名の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得ることは明らかである。しかし、その他の情報については、本件町内会を

取り巻く客観的な事実が記載されたものであり、本件会長個人に関する情報とは認められない。

次に、別表に掲げる情報が通常他人に知られたくないものか否かを判断すると、これを公開することにより、本件会長個人に中傷や批判がなされるおそれは否定できないところであり、通常他人に知られたくないものと認められる。

エ 以上のことから、本件会長印影情報及び本件不利益情報のうち別表に掲げる情報は本号に該当すると認められるが、その他の情報については、本号に該当するとは認められない。

(2) 条例第7条第1項第2号該当性

実施機関は、本件会長印影情報及び本件不利益情報が条例第7条第1項第2号にも該当すると主張しているが、上記4(1)で判断したように、本件会長印影情報及び本件不利益情報のうち別表に掲げる情報は非公開とすべきであると考えるので、本号について重ねて判断する必要はない。したがって、当審査会は、本件不利益情報のうち別表に掲げる情報以外の情報が条例第7条第1項第2号に該当するか否かを判断する。

ア 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非公開とすることを定めたものである。

イ 本件不利益情報のうち別表に掲げる情報以外の情報は、ボートピア建設についての本件町内会の意見を表明するものとして提出された、本件異議申立ての対象となる行政文書①に記載された情報であるので、本件町内会に関する情報であると認められる。

ウ 次に、本件不利益情報のうち別表に掲げる情報以外の情報を公開すると、本件町内会に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

実施機関は、本件不利益情報は本件会長が自身の個人的な感想を述べた部分であり、これを公開すると、本件町内会において、無用の誤解や軋轢を生じさせる恐れがあるため、本件町内会に明らかに不利益を与える旨主張する。確かに、町内会などの集団の中では、誤解や軋轢が生じることもあるが、それはその集団の内部において自浄作用により解決すべきものであり、加えて、本件不利益情報のうち本件会長が自身の個人

的な感想を述べた部分は、上記 4 (1) で判断したように非公開とすべきであると考えられる。したがって、本件不利益情報のうち別表に掲げる情報以外の情報は、これを公開することにより、本件町内会に明らかに不利益を与えるとは認められない。

エ したがって、本件不利益情報のうち別表に掲げる情報以外の情報が条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するとは認められない。

5 争点②について

(1) 条例第 7 条第 1 項第 2 号該当性

当審査会は、本件団体印影情報が、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するか否かを判断する。

ア 本件団体印影情報が本件町内会の情報であることは明らかである。

イ 次に、本件団体印影情報を公開すると、本件町内会に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

法人等の印影は、当該法人等が事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人に明らかに不利益を与えるかどうかは、当該印影の性質や使用されている状況などから個別に判断する必要がある。

当審査会の調査によると、本件団体印影情報は、町内会費の領収印に使用されており、広く知られる状態にあると認められる。

したがって、本件団体印影情報は、これを公開することにより、本件町内会に明らかに不利益を与えるとは認められない。

(2) したがって、本件団体印影情報が条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するとは認められない。

6 争点③について

(1) ボートピア推進本部とは、競艇関係の中央団体である全国モーターボート競走施行者協議会と社団法人全国モーターボート競走会連合会がボートピア設置促進の目的で設置したプロジェクトチームである。

(2) 当審査会の調査によると、実施機関は、ボートピア推進本部から（仮称）ボートピア名古屋の建設について地元の同意が得られた旨の報告を受けているが、地元の同意書については、当該事務担当者が、目視によって確認

したもので、写しの交付は受けていないことが認められる。また、その他にもポータルピア推進本部から取得した文書は存在しないと認められる。

(3) 以上のことから、本件異議申立ての対象となる行政文書②は、存在しないと認められる。

7 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成17年 9 月27日	諮問書の受理
10月26日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
11月25日	実施機関の弁明意見書を受理
12月 1 日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成18年 1 月 6 日	反論意見書及び意見陳述申出書の受理
1 月24日 (第62回審査会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
2 月 7 日 (第63回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
3 月28日 (第64回審査会)	調査審議
4 月18日 (第65回審査会)	調査審議
5 月16日 (第66回審査会)	調査審議
6 月20日 (第67回審査会)	調査審議
7 月 5 日	実施機関の追加弁明意見書を受理
7 月 6 日	異議申立人に追加弁明意見書の写しを送付 併せて、追加弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知

7 月 18 日 (第 68 回 審 査 会)	調 査 審 議
8 月 10 日	答 申

別表

行 数	非公開にすべき情報
6 行目	13字目から34字目まで
7 行目	10字目から16字目まで 18字目から20字目まで
9 行目	9 字目から10字目まで